

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年9月17日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
たこつぼ漁業	1隻	10トン未満	-	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	周年	定めなし
ひきなわ漁業	1隻					8月1日から2月15日まで	
あなごかご漁業	1隻					周年	

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

令和8年9月17日から令和8年11月16日まで